

## 第23回守口市子ども・子育て会議 議事録

### ○議 事 日 程

平成30年8月14日（火）午後2時00分開会～午後5時45分閉会

### ○開 催 場 所

守口市市役所6階 研修室602

### ○出 席 委 員 （13名）

久保田 健一郎

木下 隆志

小崎 恭弘

森 滝子

廣部 孝徳

森園 泰子

澤谷 欣範

邨橋 雅廣

津嶋 恭太

中口 舞

坂東 京美

正木 敬二

林 めぐみ

### ○市 出 席 者

こども部長	大西	子育て支援課長	後藤
こども部次長	田中	子育て支援課課長代理	岡田
こども政策課長	西口	わかくさ・わかすぎ園長	山口
こども政策課主任	瀧口	子育て支援センター長	河合
こども政策課主任	岩崎	放課後こども課長	西川
こども政策課主査	薬師神	健康推進課主幹	佐藤
こども政策課	柴田	健康推進課主任	川本
こども政策課	阪口		

こども政策課	中島
こども施設課長	樋口
こども施設課課長代理	大下
こども施設課主任	松永
こども施設課主任	渡邊

## ○案 件

### (1) 開会

- ① こども部長あいさつ
- ② 委員の紹介

### (2) 議題

- ① 会長及び副会長の選出について
- ② 会議の運営についての確認
- ③ 「特定教育・保育施設等重大事故検証委員会」委員及び「認可部会」委員の指名について
- ④ 「守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章の平成29年度進捗状況についての報告
- ⑤ 「守口市子ども・子育て支援事業計画」第5章の平成29年度進捗状況についての報告
- ⑥ 平成31年度からのもりぐち児童クラブ事業入会児童室業務委託に係る優先交渉権者の決定についての報告
- ⑦ 小規模保育事業の認可についての意見聴取にかかる報告及び特定地域型保育事業者の確認に係る新たな利用定員の設定等について

### (3) その他

事務連絡

### (4) 閉会

~~~~~  
◇ 午後2時00分 開会

○事務局 定刻になりましたので、第23回守口市子ども・子育て会議を開会させていただきます。  
開会に当たりまして、こども部長より御挨拶させていただきます。

○事務局 それでは、会議の開会に当たり、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

8月の13、14、15と申しますと、お盆休みで大半の方が御家庭でお過ごしになられたり、また、御先祖のお墓参りに行かれたりと、本当に御予定のあります時期に、会議の日程を組ませていただきましたにもかかわらず、多数の皆さんが御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の会議が任期の新たな年度となりまして初めての会議ということで、前回から引き続いて委員としてお願いをさせていただきました委員さん、また、新たに今期からお受けをいただきました委員さん、皆様、快く守口市の子ども・子育て会議の委員としてお受けいただきましたことに心から感謝をしている次第でございます。本来ならば西端市長のほうから委嘱状が出ておりまして、お一人お一人にお渡しすべきところではございますが、お忙しい時期でもあり、また、会議の時間的な制約もございまして、本日から、卓上にて御配付をさせていただいております。任期は2カ年でございまして、平成32年の6月30日までとなっております。どうかよろしく願いいたします。

さて、この会議でございますが、平成27年4月から子ども・子育て支援法の本格施行に伴いまして、子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。本市におきましても、子育てに関心のある市民の方や地域の関係機関、また、学識経験者の方々から子育て支援施策等について幅広い御意見を聞かせていただきたく、そのような場として平成25年12月にこの会議を設置させていただき、平成26年3月に第1回の会議を開催させていただきました次第でございます。それから、これまでの間、4年余りの間でございますが、まずは各市町に策定が義務づけられておりました子ども・子育て支援事業計画の策定を初めといたしまして、守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画、子育て支援施策に関し、御意見を賜ってきたところでございます。委員の皆さんにおかれましては、今後も本市の子育て支援施策の推進に御理解と御協力を重ねてお願いし、冒頭の御挨拶とさせていただきます。きょうはよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、次に、守口市子ども・子育て会議の委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず最初に、1号委員、学識経験者、木下隆志様でございます。

同じく1号委員、学識経験者、久保田健一郎様でございます。

○委員 よろしくお願ひします。

○事務局 同じく1号委員、学識経験者、小崎恭弘様でございます。

○委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、2号委員、福祉関係団体の代表者、森 滝子様でございます。

○委員 よろしくお願ひします。

○事務局 続きまして、3号委員、教育関係団体の代表者、廣部孝徳様でございます。

○委員 よろしくお願ひします。

○事務局 続きまして、4号委員、医療関係団体の代表者、房岡 徹様でございますが、本日は所用のため御欠席との報告を受けております。

続きまして、第5号委員、事業主の代表者、森園泰子様でございます。

○委員 お願ひします。

○事務局　　続きまして、6号委員、労働者の代表者、澤谷欣範様でございます。

○委員　　よろしくお願ひします。

○事務局　　続きまして、7号委員、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者、津嶋恭太様でございます。

○委員　　よろしくお願ひします。

○事務局　　同じく、7号委員、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者、邨橋雅廣様でございます。

○委員　　よろしくお願ひします。

○事務局　　同じく、7号委員、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者、砂原朋子でございますが、本日は他の公務のため欠席させていただいております。

　　続きまして、8号委員、市民公募の中口　舞様でございます。

○委員　　中口でございます。よろしくお願ひします。

○事務局　　同じく、8号委員、市民公募の坂東京美様でございます。

○委員　　よろしくお願ひします。

○事務局　　同じく、8号委員、市民公募の牧　増美様でございますが、本日は所用のため御欠席でございます。

　　続きまして、9号委員、関係行政機関の代表者、正木敬二様でございます。

○委員　　正木でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局　　同じく、9号委員、関係行政機関の代表者、林　めぐみ様でございます。

○委員　　よろしくお願ひいたします。

○事務局　　本日は、第23回目の会議でございますが、前回会議の委員任期が平成30年6月末をもって終わり、新たに平成30年7月1日から2年間の任期で、守口市子ども・子育て会議委員を委嘱いたしました。本日の会議は、新たな守口市子ども・子育て会議の委員となってから初めての会議となります。そのため、会長が選出されるまでの間、議事はこども部長を仮議長として進めさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局　　ありがとうございます。

　　それでは、こども部長、お願ひします。

○仮議長　　失礼します。

　　それでは、会長選出までの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

　　それでは、まず、事務局より本日の出席委員数の報告を求めます。

事務局。

○事務局　　本日の出席委員は定員16名中13名でございます。

○事務局　　ただいまの事務局から報告がありましてとおり、守口市子ども・子育て会議の設置条例第6条第2項の規定に基づきまして、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

　　次に、本日の配付資料について、事務局より説明をいただきます。

事務局。

○事務局　　本日の配付資料の説明を行わせていただきます。

　　資料1は、A4サイズで片面刷りの1枚もの、守口市子ども・子育て会議委員名簿、資料の2は、A4サイズで片面刷りの1枚もの、守口市子ども・子育て会議、平成30年度スケジュール（案）です。資料3は、A4サイズで両面刷りのホチキスどめ、守口市子ども・子育て支援事業計画、第6章、平成29年度進捗状況です。資料4は、A3サイズで両面刷りの冊子、守口市子ども・子育て支援事業計画、

第5章、平成29年度進捗状況（評価指標）です。資料5は、A4サイズの1枚もの、もりぐち児童クラブ事業入会児童室業務委託に係る優先交渉権者の決定についてです。参考資料の1から8はそれぞれ1枚ものです。

以上でございます。

○仮議長　　たくさんの資料になりますけれども、皆さん、資料のほう、御確認ございますでしょうか。漏れておったりした部分はございませんでしょうか。

それでは、案件のほうに入ってまいりたいと思います。

まずは、議題1でございます。

会長及び副会長の選出についてを議題といたします。

会長は守口市子ども・子育て会議設置条例第5条に委員の互選により定めると規定されております。どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

○委員　　よろしいでしょうか。守口市、要は市の現状を一番よくわかっておられるということと、前任の会長と同大学で引き継ぎ等も行いやすいということも含めまして、久保田委員を推薦したいと思います。

○仮議長　　ありがとうございます。ただいま委員のほうから、御提案がございました。会長には久保田委員ということでございますが、皆さん、いかがでございますか。

（「異議なし」の声あり）

○仮議長　　御異議がないようでございますので、久保田委員に会長をお願いしたいと思います。

では、会長の選出がされましたので、以降の議事進行に当たりましては会長をお願いしたいと思います。

久保田会長、よろしくお願いたします。

○会長　　ただいま会長を指名いただきました久保田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、着席して進めさせていただきます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思いますが、まず、副会長の選出でございますが、会長と同様に、副会長も委員の互選によると定められておりますが、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

○委員　　会長に御一任していただきたいと思います。

○会長　　いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長　　それでは、御異議がないようですので、私から副会長を指名させていただきたいと思います。

過去の会議では、地域の小学校校長代表者の多井中先生が副会長をされていたということですので、今回も市立の小学校校長会の代表者である廣部委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長　　お願いたします。

○副会長　　それでは、守口市立さくら小学校の校長の廣部でございます。御指名により、僭越でございますけれども、副会長を受けさせていただきます。子供たちを取り巻く状況というのはいろいろなものがあって、今もごろごろと雷が鳴っておりますけれども、不安定なところもありますけれども、たくさんの知恵を集めて、よりよい子供たちの成長を見守っていける会にできたらと思っております。私もここで学ばせていただこうと思っております。よろしくお願いたします。

○会長　　それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題2の会議の運営についての確認について、事務局から説明をお願いいたします。また、あわせて、今年度から初めて委員になられた方も多数いらっしゃいますので、今年度の子ども・子育て会議のスケ

ジュール、本日の会議のスケジュールなどについてもあわせて説明を受けたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局 それでは、まず、会議の運営についてでございますが、お手元の参考資料2、守口市子ども・子育て会議運営要領をごらんください。

こちらは平成26年3月24日に開催しました第1回守口市子ども・子育て会議において定めたもので、守口市子ども・子育て会議の運営に必要な事項を定めております。守口市子ども・子育て会議運営要領第2条では、会議の公開について定められており、個人情報扱う場合や会議を公開することにより、公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがない限り、会議は原則公開となっております。

また、運営要領第3条では、守口市子ども・子育て会議における議事録について定められております。議事録には、会議の開催日時と場所、出席委員の氏名、そして、議事の経過と概要、そのほか必要な事項を記載することとなっております。議事録は事務局にて作成後、委員の皆様にご覧いただき、内容をご確認いただき、修正すべきところがあれば修正を行い、会長が指名した2名の委員が署名を行った後、公開となります。

公開については、市のホームページ上で公開いたします。なお、公開する議事録では、会長、委員という表記とし、発言者のお名前を伏せた形といたします。

次に、本会議における傍聴の取り扱いについて御説明申し上げます。

先ほど会議は原則公開と御説明を申し上げます。そのため、会議の傍聴についても取り決めをいたしております。お手元の参考資料3、守口市子ども・子育て会議傍聴要領をごらんください。

こちら先ほどの参考資料2、守口市子ども・子育て会議運営要領と同様に、平成26年3月24日に開催いたしました第1回守口市子ども・子育て会議において定めたものでございます。

傍聴要領第2条、第3条では、傍聴する際の手続きや傍聴についての制限を記載しております。第4条では、傍聴人数に関して記載されており、部屋の広さ等により人数の制限ができることとなっております。そのため、守口市子ども・子育て会議では、会場に設置した傍聴席を上回る傍聴人が来た場合は、抽せんという形をとらせていただいております。

なお、今回の傍聴人数の定数は参考資料4、守口市子ども・子育て会議の傍聴についてに記載のあるとおり10人とさせていただきます。

傍聴要領第5条では、傍聴人の守るべき事項として、会議の進行の妨げとなるような行為の禁止や写真やビデオの撮影や録音の禁止などについて記載をしております。傍聴人がこれらの禁止事項を行った場合については、会長がこの傍聴人に対して、退場を命ずることができると第6条に記載しております。

以上が会議の運営についての確認事項でございます。

続きまして、平成30年度の守口市子ども・子育て会議のスケジュールについて御説明を申し上げます。

お手元の資料2、守口市子ども・子育て会議平成30年度スケジュール（案）をごらんください。

今年度の会議開催回数につきましては、現在のところ、本日の会議を含め、計4回を予定しております。開催時期につきましては、次回の第24回会議は11月上旬ごろに、第25回会議は1月中旬ごろに、そして、第26回会議は3月上旬ごろに行う予定といたしております。

今後の議題についてでございますが、来年度、守口市では、後期守口市子ども・子育て支援事業計画を策定する必要がありますが、その策定に向けて、今年度実施する必要があるニーズ調査について第24回、第25回の会議では議題とさせていただき予定としております。また、3月上旬に開催予定の第26回の会議では、平成31年4月に新たな保育所が開設予定であることから、その利用定員の設定についての意見聴取を議題とさせていただき予定としております。

開催時期、議題につきましては、あくまでも現時点での予定であり、変更させていただき場合がございます。

いますので、御了承いただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日の第23回守口市子ども・子育て会議のスケジュールについて御説明申し上げます。  
お手元の第23回守口市子ども・子育て会議次第をごらんください。

本日の会議につきましては、おおむね3時間程度を予定しております。本日は、7つの議題がありまして、この後、3つ目の議題であります、特定教育・保育施設等重大事故検証委員会委員及び認可部会委員の指名を行います。これは、守口市子ども・子育て会議設置条例第7条に基づき、それぞれ設置されている部会で、それぞれの部会に属する委員を会長が指名されます。

4つ目と5つ目の議題ですが、皆様のお手元に守口市子ども・子育て支援事業計画、守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）と書かれた2冊の冊子があるかと思えます。こちらの計画に記載されております各事業の平成29年度の進捗状況について御報告をさせていただきます。

その次の議題につきましては、平成31年度から実施予定のもりぐち児童クラブ事業入会児童室業務委託についての優先交渉権者決定についての御報告をさせていただきます。

そして、最後の議題であります、小規模保育事業の認可についての意見聴取に係る報告及び特定地域型保育事業者の確認に係る新たな利用定員の設定等についてですが、守口市では、平成30年9月1日及び10月1日に新たな小規模保育事業所の認可を予定しております。新たに小規模保育事業を認可する際には、先ほど御説明いたしました認可部会におきまして、その施設の認可についての意見聴取を行う必要があります、その認可についての意見聴取を行った後、本会議である守口市子ども・子育て会議におきまして、利用定員の設定について各委員から意見をお伺いする必要があります。そのため、最後の議題に入る前に、一度この守口市子ども・子育て会議は休憩をとらせていただきます、中断をさせていただきます。そして、本日の議題3で指名された委員で構成されます認可部会を別室にて開催させていただきます、認可についての意見聴取を行った後、再び守口市子ども・子育て会議を再開させていただきます。以上で、最後の議題である利用定員の設定について各委員から意見をお伺いすることになります。ですので、認可部会の委員にならない委員の皆様におかれましては、守口市子ども・子育て会議を一度中断し、再開するまでの間、およそ1時間程度になろうかと思えますが、お待ちいただくこととなります。何とぞ御容赦くださいますよう、よろしく願いいたします。

最後に、運営事項について1点事務局から委員の皆様にお願いがございます。

御発言される際は、必ず挙手していただき、会長からの御指名をお受けになられた後に御発言していただきますよう、お願い申し上げます。また、発言前に丸々ですと、名前をおっしゃってから発言していただくよう、お願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○会長 どうもありがとうございました。会議の運営については、委任要領や傍聴要領にのっとり、従来と同じような進め方ということで説明していただきました。あわせて、今年度の年間スケジュールと本日の会議のスケジュールの説明もありました。本日の会議については途中休憩を挟み、認可部会を開催した後に子育て会議を再開し、残りの議題を行うということになります。

本日の議題ですが、非常に議題が多いことから、時間が足らなくなるおそれもありますので、足早に会議が進行することもあるということは御了承ください。

委員の皆様から運営進行スケジュールなどについて何か御質問はないでしょうか、特に、今回から委員になられた皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、それでは、次に、会議録に署名をいただく委員についてです。署名については、会長を除く15名の委員さんから名簿順に2名でお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

ということで、本日の署名委員は、名簿の順番のとおり、木下委員と小崎委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、続いて、議題3、特定教育・保育施設等重大事故検証委員会委員及び認可部会委員の指名についてになります。

じゃあ、まず、事務局からお願いします。

○事務局 それでは、議題3、特定教育・保育施設等重大事故検証委員会委員及び認可部会委員の指名について、御説明申し上げます。

まず、部会の位置づけでございますが、子ども・子育て会議の親会議としまして、守口市子ども・子育て会議の設置条例第7条1項の規定に基づき、必要に応じて設置することができるものとされています。同条2項により、子ども・子育て会議の会長が部会の委員及び専門委員を指名します。なお、部長は部会の委員の互選により決定され、部会における審議の状況及び結果を子ども・子育て会議に報告する必要があります。専門委員とは、守口市子ども・子育て会議設置条例第4条に基づき、個別の案件に関して専門家の見識等が必要になった場合に委嘱を行い、基本的に専門の事項に関する評価、審議が終了次第、速やかに解職されます。

なお、これまでの部会の設置実績としましては、平成28年度の保育、療育検討部会、それと、平成29年度からは特定教育・保育施設等重大事故検証委員会と認可部会を設置しております。平成30年7月1日から、親会議の子ども・子育て会議の委員が新たに更新されましたので、あわせて部会委員についてもこの場で子ども・子育て会議会長に指名していただこうと考えております。少し補足させていただきますと、保育、教育検討部会については守口市の教育に関する提言をまとめ、子ども・子育て会議での報告を行ったことから目的を達成したと考えておりますが、特定教育・保育施設等重大事故検証委員会及び認可部会についてはそれぞれ重大事故、速やかに待機児童解消に向けての事案がいつ発生するか予測できないことから常設とし、案件がある場合、専門委員が必要な場合は専門委員に速やかに委嘱した上で会議を開催します。専門委員についての説明で申し上げましたとおり、専門委員は事案ごとに解職されますが、親会議から選出されました委員はそのまま親会議の委嘱期間中を継続して待機していただくことになります。

それでは、各部会の概要について説明させていただきます。

まず、特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の概要についてですが、参考資料5及び参考資料6をごらんください。

平成29年3月16日開催の第17回守口市子ども・子育て会議で決定しました、守口市子ども・子育て会議設置条例第6条に基づき、特定教育・保育施設等における子供の死亡事故等の重大事故について、国の通知に基づき、事実関係を把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討し、その結果と再発防止のための提言をまとめた報告書を市へ提出することを目的に、守口市子ども・子育て会議の部会として特定教育・保育施設等重大事故検証委員会が設置されました。

委員会が重大事故発生時の審議の対象とする施設は教育保育施設のうち子ども・子育て支援新制度における施設型給付の確認を行っている施設である、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、さらに、地域子ども・子育て支援事業です。なお、認可外保育施設等の場合は都道府県、就学後、小学校等の保育施設の場合は、教育委員会が重大事故発生時に対応します。また、施設型給付の確認を受けない幼稚園の場合は、学校事故等について文科省が提示しているガイドラインを参考にしつつ、各園の設置者が適切な対応をとるということになっています。

次に、認可部会の概要について説明いたします。

参考資料7及び参考資料8をごらんください。

待機児童解消のほか、保育枠確保策として、保育所や小規模保育事業等を新規で認可するとき、事業者の応募や認可申請に関してより専門的な見地から評価、審議を行うため、守口市子ども・子育て会議設置条例第7条の規定に基づき、平成30年2月2日に認可部会を設置しています。守口市子ども・子



育て会議認可部会設置要領第2条に規定されるように、認可部会が取り扱う所掌事務には家庭的保育事業等の認可に関する事、保育所の設置の認可に関する事、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に限る）の設置者に対する業務の停止命令に関する事、認可外保育施設の事業の停止命令、または、施設の閉鎖命令に関する事があり、この4つの案件に関して部会委員の皆様のお意見をいただくこととなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

守口市子ども・子育て会議では、必要に応じて部会を置くことができるということで、現在、特定教育・保育施設など重大事故検証委員会と認可部会の2つの部会があるということですが、部会に属する委員については会長が指名することでしたが、事務局から各部会の委員構成案を作成しておられるので配付していただこうと思います。

よろしいでしょうか。会長としましては、私としましては、以前から部会の委員をされている各委員の方々に引き続きお願いしたいと思っております。事務局から配付されましたこちらにあるとおり、各部会の委員を指名したいと思います。

まず、特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の委員の候補ですが、私、久保田と木下委員、小崎委員、そして、房岡委員、認可部会の委員につきましては、私、久保田と木下委員、小崎委員、森委員、砂原委員をお願いしたいと思います。

それでは、よろしいですか、それでは、議題の4に移りたいと思います。

まず、議題の4では、守口市子ども・子育て支援事業計画、第6章の平成29年度進捗状況についての報告について、事務局より説明をお願いします。量が多く、一度に説明を行うとかなり長くなってしまいますので、途中で一旦区切らせていただくことにします。

それでは、事務局、お願いいたします。

○事務局 それでは、議題4、守口市子ども・子育て支援事業計画、第6章、平成29年度進捗状況について御説明申し上げます。

それでは、資料3のほうをごらんください。

本市では、平成27年度から31年度までの5カ年を計画期間とする守口市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。この計画のうち、80ページから84ページの第6章、2、教育、保育の量の見込みと確保方策及び実施時期につきましては、平成28年1月15日付で計画の一部変更を行っております。この変更後の計画につきましては、お手元にお配りしております冊子の一番最後にのりづけで添付されているかと思っております。さらに、本計画の第6章につきましては、内閣府が定める基本方針に即して計画期間の中間年度にあたる平成29年度に中間見直しを行っております。変更後の計画については、お手元の冊子に挟み込みをさせていただいております。

以上のとおり、計画策定後に変更、見直しを行っておりますが、今から御報告する教育、保育の量の見込みと確保方策につきましては、もともとの計画値が平成29年4月1日時点の数字でありますので、中間見直しは平成30年度から行っております。そのため、今から御説明申し上げます資料3の1から4ページまでの教育、保育の量の見込みと確保方策につきましては、先ほど冊子にのりづけされておりました、平成28年1月15日付で行った変更の計画値についての実績報告がされます。

それでは、資料3に沿って御説明させていただきます。

まず初めに、資料の1ページから4ページまでの表の見方について説明させていただきます。

こちら、①量の見込み及び②確保方策につきましては、子ども・子育て支援事業計画の計画値をお示ししてございまして、③の実績の欄に年度ごとの実績をお示ししてございまして、今回は、平成29年度の実績報告でございますので、該当部分を太字、網かけでお示ししてございまして、また、実績値を算出する基準日です

が、年度当初における数値をお示ししております。具体的に申し上げますと、量の見込みの入園者数につきましては、確認を受けない幼稚園につきましては5月1日、それ以外の特定教育・保育施設につきましては、4月1日時点の数値となっております。そして、この量の見込みの入園者数には、守口市在住の子ども全てのニーズを反映させるため、市外施設に通園する子供の人数や2号、3号認定については未利用児童の人数を含めて算出しております。なお、平成29年度に行った中間見直しも同様の算出方法となっております。

それでは、1ページ目でございますが、(1) 1号認定についての量の見込みと確保方策についての実績でございます。この1号認定では、3歳から5歳の子供のうち、保育所などでの保育の必要のない子供のことを指します。この1号認定の量の見込みと確保方策ですが、計画では、(1)の1、1号認定(専業主婦家庭、短時間就労家庭)と(1)の2、2号認定(共働き家庭等)で、学校教育の希望が強い家庭の2つの区分の合計でお示しをしております。(1)の1につきましては、通常の1号認定の子供のことであり、(1)の2については、保育所に通うことができるものの、幼児期の学校教育への希望は強く、保護者が幼稚園を希望すると、想定される区分になることから、量の見込みとしましては、幼稚園ニーズが強いものとしてカウントし、確保方策を策定しております。

こちらの平成29年度の実績ですが、市全体としましては、量の見込みの計画値が1号、2号と合わせまして1,368人であるのに対しまして、平成29年度の幼稚園、または、認定こども園に実際に入園している人数は1,239人となっております。実績値が計画値を下回っております。また、確保方策につきましては、計画値のほうが合計1,905枠であるのに対しまして、実績としましては、特定教育・保育施設の各施設の利用定員を積み上げた数字が1,123枠、そして、確認を受けない幼稚園の施設ごとの認可定員を積み上げた数字が605枠、合計1,728枠で、実績が計画値を下回っております。

エリアごとに見ていきますと、まず、東部エリアでは、1、量の見込み、合計432人、済みません、失礼いたしました、東部エリアでは、1、量の見込み、合計497人に対しまして、入園者の実績は368人、確保方策の合計573枠に対しまして、実績は合計505枠となっております。

次に、中部エリアでは、1、量の見込みの合計につきまして432人に対しまして、入園者数の実績は386人、2、確保方策の合計509枠に対して、実績は合計479枠となっております。こちら、東部エリア、中部エリアともに計画値に比べ、1号認定の枠の確保が進んでおりませんが、入園者数の実績が計画値に比べ大きく下回っていることから、確保方策としては足りていると分析しております。

南部エリアにつきましては、1、量の見込みの合計439人に対して、入園者数の実績は485人、2、確保方策の合計823枠に対して、実績は合計744枠となっております。入園者数は、量の見込みを上回りましたが、1号認定の枠の確保について計画値を下回ってはいるものの、入園者数の実績に比べ、大きく上回っていることから、確保方策としては足りていると分析しております。

次に、2ページにまいります。

2ページは、(2) 2号認定の量の見込みと確保方策についての実績でございます。

この2号認定とは、3歳から5歳の子供のうち、保護者が働いているなどの理由により、家庭において必要な保育をすることが困難になる子供のことを指しております。

こちらの市全体の実績ですが、1、量の見込み1,216人に対して、平成29年度の入園者数は1,682人となっております。また、2、確保方策の計画値は1,850枠ですが、平成29年度の特定教育・保育施設の施設ごとの利用定員を積み上げた数字は1,854枠となっております。

エリアごとに見ていきますと、まず、東部エリアでは、1、量の見込み451人に対して、入園者数の実績は749人、2の確保方策の合計822枠に対して、実績は合計814枠となっており、計画値に比べ入園者数が大きくふえるとともに、枠の確保が進んでいない状況となっております。しかしなが

ら、入園者数の実績が749人に対して、教育、保育の枠としては814枠あることから確保方策としては足りていると分析しております。

次に、中部エリアですが、こちら1の量の見込み357人に対して、入園者数の実績は460人、2、確保方策の409枠に対して、実績は合計479枠となっております。計画値に比べ入園者数は増加しておりますが、教育、保育の枠の確保も計画値以上に進んでいることから、確保方策としては足りていると分析しております。

南部エリアでは、1、量の見込み408人に対して、入園者数の実績は473人、2、確保方策の619枠に対して、実績は合計561枠となっております。計画値に比べ入園者数がふえるとともに、枠の確保が進んでいない状況となっておりますが、入園者数の実績473人に対して、教育、保育の枠としては561枠あることから、確保方策としては足りていると分析しております。

次に、3ページにまいります。

(3) 3号認定、0歳量の見込みと確保方策の実績でございます。

3号認定とは、0歳から2歳までの子供のうち、2号認定子供と同様、保護者の就業などにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である子供のことを指し、そのうち0歳児がこちらの区分となっております。市全体の実績ですが、こちら1、量の見込みが合計219人に対して、平成29年度の保育所、認定こども園、または、小規模保育事業所への入園者数は274人で、実績が計画を上回っております。また、2、確保方策の計画値は、合計294枠ですが、実績値は合計306枠と実績が計画値を上回っております。

エリアごとに見ますと、まず、東部エリアでは、1、量の見込み80人に対して、入園者数の実績は100人、次の確保方策116枠に対しては、実績は合計130枠となっております。

中部エリアでは、量の見込み71人に対して、入園者数の実績は84人、2、確保方策の合計91枠に対しては、実績は合計81枠となっております。

南部エリアでは、1、量の見込み68人に対して、入園者数の実績は90人、2、確保方策の合計87枠に対しては、実績は合計95枠となっております。

中部エリアにおいては、計画値に比べ教育、保育の枠の確保が進んでおらず、確保方策が量の見込みを下回っておりますが、本市の場合は、市域が狭く、鉄道を用いての通勤経路実態等を踏まえますと、市全体では量の見込みに対して確保方策の数値が上回っていることから、確保方策としては足りていると分析しております。

次に、4ページ目をごらんください。

(4) 3号認定、1歳、2歳量の見込みと確保方策についての実績でございます。

まず、市全体の実績ですが、1、量の見込み合計800人に対して、平成29年度の保育所、認定こども園、小規模保育事業所への入園者数が1,186人で、実績値が計画値を上回っております。また、2、確保方策は、合計1,143枠ですが、実績値は合計1,057枠であり、実績値が計画値を下回っております。

エリアごとに見ていきますと、東部エリアでは、1、量の見込み254人、失礼しました、東部エリアでは量の見込み329人に対して、入園者数の実績は437人、2の確保方策の合計466枠に対して、実績は合計424枠となっております。

中部エリアでは、1、量の見込み254人に対して、入園者数の実績は343人、2、確保方策の合計331枠に対して、実績は合計288枠となっております。

南部エリアでは、1、量の見込み217人に対して、入園者数の実績は406人、2、確保方策の合計346枠に対して、実績は合計345枠となっております。いずれのエリアにおいても入園者数の実績が教育、保育の枠の実績を上回り、確保方策としては足りていない状況となりました。そのため、施

設によっては、弾力的運用により、利用定員を超えた受け入れを行うことなどにより対応いたしました。が、待機児童は市全体で39名発生しているため、今後さらに受け皿をふやしていく必要があると分析しております。

以上が教育、保育の量の見込みと確保方策についての平成29年度実績でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

まず、前半として4ページが教育、保育の量の見込みと確保方策ということで説明させていただきましたが、何か御意見や御質問はありますでしょうか。

○委員 このうちでちょっと条件だけ確認させていただいています。

量の見込みのところの1号、2号ですね。1号認定のところの説明の中に子供、園児数合計の園児数の中には市外から通っている子供も含むということによろしいですか。

○事務局 はい。失礼いたしました、市外から通う、守口市の施設に通っている子は含まれておりません。

○委員 守口市外の子は含んでいない。

○事務局 守口市外から守口市の施設に通っている子は含んでおりませんが、守口市から市外の施設に通っている子は含んでおります。

○委員 そうすると、施設の受け入れ人数と市外のところに通っているとすると、そのそごはどういうような形で見ていけばいいんですか。同じ数だったら問題はないですけども、守口市外から来ている子供のほうが多いのか、市外へ出ていっている子供のほうが多いのかによってこの数字が変わりますよね。

○事務局 今回は、あくまでも子ども・子育て支援事業計画の進捗の御報告という形になりますので、この支援事業計画書の量の見込みにつきましては、あくまでも守口市在住の子供の人数を拾わせていただいているところでございます。守口市内の、ちなみに言いますと、守口市内の児童が市外の施設を利用している人数につきましては、平成29年度実績でいきますと129名で、守口市外のお子さんが守口市内の施設を利用している人数につきましては66名という形になっております。

○委員 わかりました。そうすると、市外から入ってきている子供のほうが多いということで、実際にはこの数よりも施設の中の受け入れ人数は少なくなるということですか。ほぼ66の倍ぐらい市外に出ているわけでしょう。そうすると、その数を修正したときに、66、これを引いた数字になるんですか、ごめんなさい、ややこしいこと言って。

○事務局 委員がおっしゃいますように、量の見込み、確保方策の関係でいきますと、実際に入っている児童数、市外の子供も含む人数とその中には市外のお子さんも当然入っていますので、定員の枠と実際に守口市内のお子さんが守口市内の施設を利用している人数、数値というのは当然定員のほうが大きくなる、市外の子供が使っている分だけ定員も大きくなるということでございます。

○委員 ごめんなさい、ちょっと私頭が悪いもので、申しわけない、この数字というのは、実際に在園している子供の数でいいんですか、それとも、調整した数なんですか。

○事務局 守口市内にお住まいのお子さんが施設を利用している数という形になりますので、市内の施設を利用している子供の人数プラス市内に在住で、市外の施設を利用している子供の数、の合計という形になります。

○委員 それと、もう一つ、待機児が49名とおっしゃいましたが、これは平成29年末で49名なんですか。

○事務局 平成29年4月1日でございますと、厚労省定義の待機児童につきましては48名という形になります。これは4月1日時点での人数という形になります。

○委員 それは平成29年の頭。わかりました。

○会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

じゃあ、ありませんでしたら、また5ページ以降、お願いいたします。

○事務局 それでは、続きまして、資料3の後段部分の御説明をさせていただきます。

こちら資料3の5ページのほうの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の実績について御説明を申し上げます。

地域子ども・子育て支援事業につきましては、基本的に年度末時点の計画値であるため、平成29年度に行った中間年の見直しは平成29年度分から行っており、今から御報告する地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は中間年の見直し後の計画についての実績報告となります。

地域子ども・子育て支援事業とは、子供及びその保護者への情報提供や助言、相談、指導、また、必要な支援を実施する事業のことをいまして、子ども・子育て支援法において、13の事業が規定されております。子ども・子育て支援事業計画において、それぞれ事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされております。

それでは、5ページから御説明申し上げます。

こちら1、時間外保育事業についてでございますが、こちらは、保育認定を受けた子供について、通常の利用時間以外の時間及び通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業でございます。

計画上は、実施全体で1の量の見込みは年間1,237人、2、確保方策としては、市内32カ所の施設による確保となっておりますが、実際、実績は年間904人の利用、施設は、市内19カ所となっております。実施施設数につきましては、実績が計画値を下回っておりますが、この施設数については、子ども・子育て支援交付金の交付基準を満たしている施設数のみをカウントしているため、実際に延長保育を実施している施設とは乖離がございます。

続きまして、6ページの(2)放課後事業健全育成事業についてでございます。

こちらは、就業等の理由により、保護者が昼の家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に別室での遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のこととなります。

まず、1の小学校低学年、1年生から3年生の実績でございます。

市全体としては、1、量の見込みは年間880人の利用、2、確保方策としては、16カ所による確保となっておりますが、実績としましては、年間818人の利用で、実績は計画値を下回っており、施設数は計画と同数の16カ所となっております。当市といたしましては、児童クラブの利用を申し込まれた方は、待機なく全て受け入れることができおり、確保方策としては足りていると考えております。

次に、7ページをごらんください。

2、高学年にある4年生から6年生についてでございますが、利用人数、施設数の実績は平成29年度ゼロとなっております。本市においては、高学年である4年生から6年生の児童に対しては、全て登録児童実数を活用していただくことで、そのニーズに対応させていただいております。

続きまして、8ページ、(3)子育て短期支援事業でございます。

こちらは、保護者の失業等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子供について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業でございます。こちら、1、量の見込みは、年間137人日の利用、2、確保方策としては、5カ所による確保となっておりますが、実績としましては、年間29人日の利用で、実績が計画値を下回っており、施設数は計画と同数の5カ所となっております。本市においては、平成28年度から委託事業として実施させていただいており、平成

29年度は一定の利用実績がありました。計画値とは乖離があるため、制度自体の周知が必要と考えております。

続きまして、9ページ、(4)地域子育て支援拠点事業でございます。

こちらは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供などの援助を行う事業でございます。市全体としましては、1、量の見込みは年間2万3,662人日の利用、2、確保方策としましては、6カ所による確保となっておりますが、実績としまして、年間2万3,591人日の利用で、施設数は計画と同数の6カ所となっており、市全体としてはおおむね計画値に対応した実績となっております。

続きまして、10ページ、(5)一時預かり事業等でございます。

こちらは、家庭において、保育をすることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業でございます。この一時預かり事業ですが、守口市子ども・子育て支援事業計画では、3つの区分に分けております。

1つ目が10ページの幼稚園における在園児、1号認定が対象の場合、2つ目が同じく10ページの幼稚園における在園児、2号認定が対象の場合、そして、3つ目が11ページの幼稚園における在園児以外が対象の場合です。この1つ目の幼稚園における在園児、1号認定を対象とした一時預かりと2つ目の幼稚園における在園児、2号認定を対象とした一時預かりについては、実際に一時預かりを利用した子供について、それぞれの居場所を把握することが非常に困難なため、平成27年、28年度実績と同様、1号認定と2号認定の実績の合計数を10ページの表に提示させていただいております。平成29年度の実績ですが、市全体の利用者数は、実績値が計画値を上回る結果となりましたが、平成30年度以降は、認定こども園の増加に伴う1号認定人員の増加により、さらなる利用が見込まれます。

次に、11ページをごらんください。

こちらは幼稚園における在園児以外についての実績でございます。

通常の一時預かりについては、エリアごとに実績値を計上しておりますが、ファミリーサポートセンターの利用実績については、エリアごとに実績値を計上することが非常に困難なため、こちらは市全体の部分のみ数値を記載させていただいております。平成29年度の利用人数の実績としましては、市全体で見て、平成28年度と同様、実績値が計画値を下回る結果となっておりますが、利用希望者に対して一定の一時預かり事業が実施できたと考えております。また、平成30年度から、公立保育所が民間の認定こども園に移行したことから、一時預かり事業の実施施設数が増加しており、今後の一時預かりのニーズに対応していきます。

続きまして、13ページの6、幼児保育事業でございます。

こちらは、風邪などの病気の治療について、医療機関や保育所等に設置された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等をする事業でございます。実績ですが、1、量の見込み、年間390人日に対して実績は年間407人日となっており、施設数については計画の4施設となっておりますが、実績としては2施設での実施となっております。多様なニーズに応えるため、実施施設数増に向けた方策の変更を行っていく必要があると考えております。

続きまして、14ページ、(7)ファミリーサポートセンター事業でございます。

こちらは、子供の預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業でございます。本計画では、量の見込み、確保方策については小学生のみが対象となっております。実績ですが、低学年において、1、量の見込み、年間1,213人日に対して、実績が年間764人日と、実績値が計画値を下回る結果となりました。2、高学年は、平成28年度から事業を実施しておりますが、実績としてはゼロという結果となっております。低学年の利用については、量の見込みに対して、確保方策がとられており、高学年の利用については、量の見

込みに対して、確保方策がとられているものの、利用実績がゼロ件であり、昨年に引き続き低調となっております。今後もニーズの把握に努め、実施体制の確保に取り組んでまいります。

続きまして、15ページ、8、利用者支援事業でございます。

こちらは、子供や保護者の身近な場所で教育、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談や助言などを行う事業でございます。関係部署と連携しながら、市民からの相談などに対応しております。

続きまして、16ページ、9、妊婦に対する健康診査についてでございます。

こちらは、妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康診査を実施するとともに、妊娠期間中、適宜に必要な応じた医学的検査を実施する事業でございます。実績ですが、妊娠届け出数及び延べ回数ともに実績値が計画値を下回る結果となり、また、1枚目の受信券の使用率は94.1%であり、目標とする100%には至っておらず、引き続き受診率の維持、向上に努めてまいります。

続きまして、17ページの10、乳児家庭全戸訪問事業でございます。

こちらは、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業でございます。実績ですが、1、量の見込み、年間974人に対し、実績は年間948人となっております。全数訪問を目標としておりますが、訪問率は100%には至っておりませんが、4カ月健診時点では全数把握できております。

続きまして、18ページ、(11)の養育支援訪問事業でございます。

こちらは、養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、家庭での適切な養育実施を確保する事業でございます。平成29年度の実績といたしまして、1、量の見込み、年間13人に対する実績は年間12人となっております。把握経路は主に保健センターからが多く、相談、助言、子育てサービスの情報提供を行い、発育面に関しては、体重をはかるなど、数値を示し、アドバイスをしながら子育ての不安の軽減に努めました。

続きまして、同じく18ページの11の2、子供を守る地域ネットワーク機能強化事業でございます。

こちらは、子供を守る地域ネットワークの機能強化を図るため、関係機関職員にはネットワーク構成員の専門性強化と、連携強化を図る取り組みを実施する事業でございます。平成30年1月12日に、守口市児童虐待防止地域協議会の研修会を実施いたしております。今後も児童を取り巻く家庭環境が多様化していることが考えられるため、市民や関係機関との連携をより一層図るとともに、研修などを通じて相談員のスキル向上に努めてまいります。

続きまして、19ページ、12、実費徴収に係る補足給付を行う事業でございます。

こちらは、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して、保護者の支払うべき日用品、文房具、その他行事への参加に要する費用等を助成する事業でございます。この事業につきましては、平成29年度において、生活困窮世帯等に対する助成を行っておりませんが、生活困窮世帯数や実費徴収額等について精査し、助成について検討を行う必要があると考えております。

最後に、20ページをごらんください。

13、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業でございます。

こちらは、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査、研究、そのほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業でございます。市では、平成30年4月から、公立保育所5カ所を民間移管し、また、私立幼稚園1園が認定こども園に移行し、小規模保育事業所2事業所が新たに事業を開始いたしました。事業者が円滑に事業を開始できるよう、申請書類の記載方法等に関する相談、助言等の支援を行いました。また、私立認定こども園及び私立保育所の運営を行う事業に対して、障害児保育補助や看護師配置補助を実施いたしました。

以上が地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策についての平成29年度実績となります。よろしくお願いたします。

○会長 どうもありがとうございました。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策でした。

それでは、この5ページ以降の部分で、何か御質問や御意見、ありますでしょうか。

○委員 13ページの病児保育事業についてちょっとお尋ねをしたいんですが、平成28年、29年、4カ所設置の予定が2カ所設置で、マイナス2が2年続いているという、ニーズの問題もあって難しいと思うんですけど、これは来年にはじゃあプラス2にはなるのか、あるいは、その支援とか、方向は今の段階で何かあるのであれば教えていただきたい。

○事務局 病児保育なんですけれども、平成30年度ですけれども、病後児は、病後児事業については2施設で実施しております、病児保育事業についてはゼロ施設ということになっております。病児保育、近年、ニーズも高まってきていることから、この平成30年度、国による交付金の、子ども・子育て支援交付金になるんですけれども、交付金の交付基準が大幅に増額されました。そのことを踏まえまして、今後、本市としても民間施設、または、医療機関等に対して積極的にその事業の実施について働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 16、17、18ページ全般にかかって、次の資料4ともかかわると思うんですが、妊産婦さんがいらっしゃって、出産があります。フォローします。支援します。その後、全戸調査、それから、家庭訪問、養育支援訪問というか、いろいろあると思うんですが、各課の、市役所内の各課の横の連携というのはあるのでしょうか。例えば、個人情報保護とか、いろんなことを守っていかないといけないんですけども、横の連携というのはどのようなものかなと思って、ちょっとお伺いしたいなと思いました。

○事務局 まず、妊婦さんにつきましては、こちら17ページにございますように、ごめんなさい、16ページにもございますように、健康推進課のほうで一元的に母子手帳、妊娠届け出書を交付させていただいております、そのときに必ず全数面接をさせていただいております。今御質問がありましたように、そのときに御心配なところ、妊娠、そして、子育てに至って何か経済的に支援が必要であるとかいう妊婦さんにつきましては、こちら健康推進課のほうの保健師等が妊娠期から支援させていただいているところでございます。さらに、当課のほうで協議させていただきまして、かなり健康推進課だけでは到底抱え切れないような本当に支援者がいない、単独でお一人で出産、子育てせなあかんような事案などもございますので、その場合につきましては、健康推進課で協議し、他課の連携が必要ということであれば、要対協という虐待の実務者会議のほうに出させていただきまして、そこで計画ですとか、台帳に載せていただいて、密に支援していくというようなことをさせていただいております。

○会長 以上の説明でよろしいでしょうか。

○委員 済みません、これは、資料3については、教育、保育の量の見込みと確保の方策なので、ちょっと私の質問はそこに抵触するかどうかかわからないので。

○会長 よろしいですか。

○委員 今の質問にちょっと関連なんですけども、妊婦に対する健康診査、16ページで、100%目標ということなので、94.1%というのは全国平均とか、他市と比較してどれくらいの水準にあるのか、90%台には至っているんですけども、それとまた、その100%に至らない理由というか、それは把握ができていますのかどうか、ちょっと教えていただきたいんですが、お願いします。

○事務局 94%というところなんですけども、申しわけございません、他市のデータを持ち合わせてい



ないところなんですけれども、昨年度も同様のパーセントでございました。残りの6%なんでございますが、今回は一枚目を使用している枚数と妊婦さんが届けに来はった件数で出しております、結局のところ、1枚も使わずに他市に行かれる場合、あるいは、済みません、ほとんどは判明されていないんですが、里帰りそのまま、例えば近隣市町村、近隣都道府県、大阪以外の病院さんにかかれる場合は受診券を使用できないものですから、後ほど払い戻しはさせていただくんですけども、それに近隣他府県で受けられた方につきましては、ちょっとここには数値として載っていないところもございます。ただ、先ほども御説明させていただいたとおり、必ず支援しなければいけない方につきましては、妊娠届け出書の際に必ずこちらで把握させていただいていますので、支援のほうには補足ということではないかとは思っているんですけれども、済みません。

○委員　今お答えいただいたように、この漏れているパーセンテージの方はどういった理由かというのを把握できていけばいいんですけども、フォローができないとか、至っていないということについては見落としになったりとか、いろんな今後のことにもかかわってくるかなと思うので、そのあたりだけが、100%になれば、達していればいいんですけども、もちろん里帰りとかで受けられている方が入らないとすれば、それはパーセンテージにある意味受けられているということで、いいかと思うんですけども、その部分についての把握には今後も努めていただけたらなというふうには思います。

○会長　ほかにありますか。

○委員　お聞きしたいのは5ページのことでお聞きしたいんです。指標評価のところ、支援交付金、交付基準を満たしている施設でカウントしているので、実態とは乖離があるところなんです、同じ乖離という言葉を使いながら、例えば、8ページなんかは子育て短期支援事業で、評価のところ、実績との乖離がある、これは見た感じちょっと計画値がまずかったかなみたいな感じで受けとめれてわかりやすいんですけども、ほかのところも、先ほど小崎委員等も御指摘されたとおり、どんな支援の方法であったら、次その2つをふやせるかみたいなこともちょっとわかりやすいんですが、5ページのところは、例えば、支援交付金を受けていないところで延長保育を実施しているところの把握ですとか、見込みとかが、その辺を何か市のほうでつかんでいるのかどうか、または、そこを入れると、要は、ここはオーケーなのか、オーケーじゃないのか、というようなところがちょっとわかりにくいんですけども、ここはどうなっているのでしょうか。

○事務局　委員御指摘の内容でございまして、この基準を満たしていない施設についての数字というのは、現状、今本課のほうでは把握してございません。委員おっしゃられるとおり、そういった数字もしっかり把握しないと、今後のニーズにしっかり対応していけないという認識も持っておりますので、今年度以降、そういった数字もしっかり把握していかないといけないと認識しております。

以上でございます。

○会長　ほかありますか。

○委員　よろしいですか。5ページの時間外保育事業なんですけれども、この施設数32というのは、守口市内の施設数ですよ。先ほどおっしゃっていたように、守口市外で園に入っていらっしゃる方は数が省かれていますよね。

○事務局　市内の施設のみを計上させていただいております。

○委員　市内の施設32施設で、年間1,237人利用されていると。それで、この施設数が19という、この19の主立った施設はどこでしょうか。小規模さんがされているのか、そこらのことがちょっとわからないので、できたらこの19の内訳を教えてくださいたいです。

○事務局　済みません、失礼ですけども、19の施設というのは、19の施設を全て申し上げればよろしいのか、主にどういった。

○委員　類型でないの。

○事務局 済みません、数字をちょっとカウントしますので、ちょっとだけお時間をいただいていますか。

○委員 はい。

○事務局 施設の内訳、類型で申し上げますと、認定こども園が12施設。

○委員 12施設。

○事務局 保育園で1施設。

○委員 保育園で1。

○事務局 小規模保育事業所で残り6施設となります。

以上でございます。

○委員 守口以外の施設に勤めていて、預かり保育を利用してはる方というのは、ここに挙げる必要はないのでしょうか。

○事務局 今委員おっしゃった守口市外に、守口市内で。

○委員 守口市に住んでいて、他市の施設を利用して、預かりを利用してはる人はここでは省かれていない、先ほどおっしゃいましたけども、その子供の人数把握というのは要らないという理由は何なのかみたいな。

○事務局 今回この延長保育事業、実績を出させていただく際に、交付金対象の施設という形で申し上げさせてもらいました。市として交付金の対象となるというのは市内19施設のみなので、市外の施設、例えば利用している場合は、市外に、その市さんのほうで交付金の申請という形になるので、非常に数字の把握のほうで難しかったので、市内の施設のみで計上させていただいております。ただ、今後、委員おっしゃられるように、やはり守口市民として市外の施設を利用した子供についても一定数字というのは持つておかないといけない、そういう形で考えております。

以上でございます。

○会長 じゃあ、ほかありますか。ほかないですか。どうぞ。

○委員 15ページの利用者支援事業ということで、いろいろな新規事業ということなので、情報提供ということが非常に重要である、待機児童の問題もあるということなんですけど、具体的にはどのような方法で実現していく。これは事業としては1ということで、市でやるということでよろしいんですか、そこを説明いただければ。

○事務局 利用者支援事業の中で、保育の利用申し込みの際の情報提供について御説明させていただきますと思います。

現在、子ども施設、支援事業自体は子ども・子育て支援などを行っているんですけども、保育の情報提供としましては、こども施設課としまして、申し込みに来られた方に情報提供している内容としましては、現在、受け入れ可能枠の今年度から実数として情報提供しております。また、あわせまして、この夏から申し込み児童数、申し込みされて待っている方の数というのを数値としまして、申し込みに来られる保護者のほうに情報提供を新たに行っております。なお、補足ではございますが、その申し込み総数につきましては、現在46施設ございますけれども、情報提供している施設数というのは現在26施設になってございます。

以上です。

○委員 今46施設中26施設が情報提供していただいているということなんですけど、それ以外のところは何か理由があるのでしょうか。

○事務局 現在、申し込み総数、木下委員おっしゃっていただきました質問の内容なんですけれども、現在、申し込み総数としましては、市として数字は保護者の利用の観点から情報提供は行っていききたいとは思っております。今回、新たに行ったタイミングで見積書といいますか、各施設さんのほうに、申

申し込み児童数を公表してまいりますということで、一応御意見のほうを伺っておりまして、現在ではその申し込み児童数のほうは法人さんといいますか、施設の意向で出していただく、出したくないという御意向を持っている施設については空欄とはしているんですけども、市といたしましては、やはり保護者の利用の観点から、施設の意向を聞くのも必要かと思うんですけども、行政としまして、公の利益等、比較考慮して、行政としましては申し込み児童数につきましては数字は出していききたいと、出していこうと現在考えております。

以上でございます。

○会長 今の説明でよろしいでしょうか。

自治体としては全ての施設で申し込み児童数を出す方向で考えていきたいという、そういうことですね。

では、そのほか、第6章の後半のところではありますが、いかがでしょうか。

じゃあ、それでは、続いて、第5章の説明ございますか。

それでは、また、事務局のほう、お願いします。

○事務局 それでは、議題5、守口市子ども・子育て支援事業計画、第5章の平成29年度進捗状況について御説明申し上げます。

まず初めに、お手元の冊子、守口市子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、第5章、施策目標別の展開が策定された経緯について、その概要を御説明申し上げます。

平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、家庭、事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を推進し、健康で豊かな生活のための時間を確保できる社会や多様な働き方、生き方が選択できる社会の実現に向けた取り組みを行うため、地方公共団体や一般事業者、特定事業者の総合計画の策定が義務づけられました。

なお、同法は10年間の時限立法として制定されました。この法律を受け、本市でも平成17年3月に守口市次世代育成支援行動計画を、さらに、4年後の平成20年3月、守口市次世代育成支援後期行動計画を策定し、多様な次世代育成支援の取り組みを行ってきました。その後、平成26年に同法が改正され、有効期限が10年間延長されるとともに、市町村行動計画の策定は各市町村の判断に委ねられることとなりました。そこで、本市では、子ども・子育て支援法で策定を義務づけられている市町村子ども・子育て支援事業計画を次世代育成支援行動計画と組めることとし、第5章においてその内容を盛り込んでおります。

この第5章は、従来の守口市次世代育成支援行動計画の大部分を受け継ぐものとなっておりますが、平成26年度に守口市子ども・子育て会議において、概要等について御議論いただき、策定したものとなっております。毎年度の進捗状況については、この会議に報告させていただいております。

なお、事業数ですが、当初135でした。その施策ナンバー12の2、25の2及び67の2の3事業が追加され、また、施策ナンバー40、49及び50が欠番となったことから、現在も135事業となっております。

また、当初135事業のうち、30事業については、平成26年度の計画策定時に議論ができず、議論を次年度に持ち越しました。例えば、冊子の47ページをごらんいただきたいと存じます。

施策ナンバー26、進路先訪問ですが、内容が次世代育成支援行動計画の検討とあります。この事業については、平成27年度に守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会で議論を行い、平成28年3月に策定された子ども・子育て支援事業、分冊に内容等を掲載させていただいております。各事業取り組みの掲載先一覧は、守口市子ども・子育て支援事業計画分冊のほうの31ページから34ページに掲載しております。各事業の全体像を見るのにも便利なものかと思っておりますので、どうぞ御参照ください。

なお、分冊に掲載された事業については、平成28年度進捗状況から報告いたしております。

以上が第5章が策定された経緯の概要でございます。

続きまして、本市の子ども・子育て支援事業計画の体系について簡単に御説明申し上げます。

お手元の冊子、40ページを参照賜りたいと存じます。

本市、子ども・子育て支援事業計画ですが、基本理念として、子供を豊かな成長とともに支え育むまち、守口を掲げております。そして、その基本理念の実現に向け、6つの施策目標を設置しております。端的に申し上げますと、1、子供の豊かな成長支援、2、子供が安全に育つための環境支援、3、子供の人権尊重と権利権利擁護の促進、4、子育てにゆとりが持てる環境づくり、5、子育てと仕事を両立支援、6、地域力の活用による子育て支援の6つでございます。そして、それぞれの施策目標ごとに市が推進していく項目を掲げております。例えば、施策目標1、子供の豊かな成長支援という目標を達成するため、市としては、1、子供と母親の健康確保、2、就学前の教育、保育の充実、以下3から7まで、計7項目について市として推進していくという体系になっております。さらに、それぞれの推進項目ごとに実際に市が実施する事業、取り組みが下がっている形になっております。この体系によって並べたものが第5章、施策の目標別の展開となっております。

続きまして、資料4に沿って、平成29年度の取り組み内容と今後の方針について簡単に御説明申し上げます。

この資料4ですが、平成29年度の取り組み内容等をそれぞれ担当課が確認した評価指標となります。先ほど申し上げたように、135事業からなりまして、実際の報告が全部188ございますのは、一つの事業に対して対象者が違う場合や担当課が分かれている場合に、各担当課がそれぞれ報告を上げているためでございます。

188の進捗の内訳といたしましては、特に順調のAが0、順調のBが173、ややおこなっているのCが9、おこなっているのDが0、未実施のEが4、廃止のハイフンが2となっております。

それでは、報告に移らせていただきます。時間の関係もございまして、恐れ入りますが、この場では、評価が順調のBではなかった、ややおこなっているのCから廃止のハイフンまでのあわせて15の進捗について取り上げて報告させていただきます。

お手元の資料をごらんください。

委員の皆様事前に資料をメールで送らせていただいているんですけども、そのときからの表紙のみ新たに追加になっております。評価シート、表紙とあと両面、19ページの本体から成っております。資料の読み上げに当たっての表紙をまとめた除いた用紙の一番下中央の数字をページ番号とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、評価シートの7ページをお開きいただきたいと存じます。

施策ナンバー34、校内相談窓口の設置についてですが、施策目標は子供の豊かな成長支援、推進項目は生きる力を育む教育環境の整備でございます。事業概要としては、市立小中学校等に、セクシャルハラスメントや、いじめ等の人権侵害に対する相談窓口を設置し、人権侵害の予防と早期発見に努めています。平成29年度の取り組み内容ですが、市内で1件、人権問題及び差別事象が発見されました。今後の方針ですが、毎年定期的に複数回行っている学校内に設置した相談窓口の周知を徹底するとともに、研修等により教職員に対し、人権意識の向上を促していきます。

次に、14ページに入りまして、施策ナンバー83、安全、快適な道路環境の整備ですが、施策目標は子育てにゆとりが持てる環境づくり、推進項目、子育てバリアフリーの推進でございます。事業概要としては、歩行者と自動車等の進路を分けた歩車分離による歩行者の安全確保やベビーカーや車椅子等の通行に配慮した歩道の新設、改良、横断防止柵の設置等、全ての人に優しい道路環境の整備を通じて、子供や子育て中の人々の通行の安全を図っています。平成29年度の取り組み内容ですが、市が管理する各市道において、歩道の拡幅やセミフラット化、防護柵の設置等を行いました。通学路については教育

委員会、警察と連携し、優先的に安全確保に努めていますが、全体で見るとまだ両方に対応できていない整備対象の道路があります。今後の方針ですが、引き続き変化していくニーズの聞き取りに努め、安全な環境づくりのために道路を改良、整備していきます。

次に、同じく14ページの中段下、施策ナンバー87、ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）ですが、施策目標は、子育てにゆとりが持てる環境づくり、推進項目、全ての子育て家庭の支援でございます。事業概要については、地域において、育児の援助を受けたい依頼会員と援助を行いたい協力会員が会員となり、育児について助け合う会員組織として子育て援助活動を推進し、地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。平成29年度は依頼会員が307名、協力会員が207名、該当援助を両方行う両方会員が24名、計538名の会員が登録されています。保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の送迎や各施設からの帰宅後の預かり等、2,327件の依頼がありました。協力会員の増加率よりも依頼会員の増加率のほうが大きいため、活動の調整が難しくなっており、依頼会員の確保が課題となっています。今後の方針ですが、広報やFMハナコ、市ホームページでの周知をさせていくとともに、民生委員、児童委員、市民児童委員に対して会員の養成講座への参加者を募っていきます。

次に、同じく14ページの下段、施策ナンバー89、休日保育事業ですが、施策目標は子育てにゆとりが持てる環境づくり、推進項目、全ての子育て家庭の支援でございます。保護者の勤労形態等の都合により、日曜日、祝日に家庭で保育できない場合に、保育を必要とする乳幼児を対象に、必要な保育を提供していくという取り組みですが、現在未実施です。今後の方針ですが、次期守口市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、今年度、保護者のニーズ調査を行う予定としており、その結果を踏まえた上で実施について検討していきます。

次に、15ページにまいりまして、中段、施策ナンバー95、実費徴収に係る補足給付を行う事業ですが、施策目標は子育てにゆとりが持てる環境づくり、推進項目は全ての子育て家庭の支援でございます。教育、保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品や行事参加費等を実費負担分について市が定める基準に従い、給付措置を行うという事業内容ですが、現在未実施です。実施については今後検討してまいります。

次に、同じく15ページ、一番下、施策ナンバー100、時間外保育事業（延長保育事業）ですが、施策目標は、子育てにゆとりが持てる環境づくり、推進項目は子育て中の社会参加支援でございます。事業概要としては、就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、認定こども園や保育所等で通常の保育時間を超えた保育を提供します。平成29年度は私立に関しては、認定こども園、保育所、幼稚園を特定教育、保育施設20施設及び小規模保育事業等の特定地域型保育事業14施設で時間外保育事業を実施しました。公立は未実施でしたが、守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画に基づき、公立施設が認定こども園3園になったことし平成30年度において公立全園で時間外保育事業を実施しております。

次に、16ページにまいりまして、一番上、施策ナンバー101、幼児保育事業ですが、施策目標は子育てにゆとりが持てる環境づくり、推進項目は子育て中の社会参加支援でございます。事業概要としては、保育を必要とする乳幼児が病中や病後のため、集団保育が困難な場合において必要な保育を行っています。平成29年度は現在、市内の2施設で病後児保育を実施し、407名の利用がありました。今後の方針ですが、平成30年度に国庫補助が拡充されましたことから、その制度周知を行い、病児保育の実施について私立施設や病院等の医療施設に対して働きかけてまいります。

次に、同じく16ページの中段下、施策ナンバー108、男女共同推進計画の推進ですが、施策目標は子育てにゆとりが持てる環境づくり、推進項目は、男女共同施策の推進でございます。平成27年度に策定した、平成28年度からの10年計画である守口市男女共同参画推進計画の取り組みについて周

知に努め、目標の達成に向け、計画を推進しております。平成29年度は、主な取り組み内容として、男女共同参画週間記念のつどいを6月に1回開催し、120人が参加しました。また、男女共同参画ニュース、ハーモニー第2号を発行し、市広報2月号に掲載することで各家庭に配布しました。市が主催するイベントや刊行物は継続的に実施できていますが、地域活動における男女共同参画に係る企画が進んでいないのが課題です。今後の方針ですが、第3次守口市男女共同参画推進計画に基づき、各団体への啓発や女性リーダーの育成研修を行うなど、地域活動や地域づくりにおける男女共同参画を推進していきます。

次に、その下、施策ナンバー109、事業等に対する啓発活動ですが、施策目標は子育てにゆとりが持てる環境づくり、推進項目は男女共同子育ての推進でございます。市内の企業等に対し、守口市企業人権推進連絡会を通じて、男女共同参画に関する講演会や研修会の参加を促すために、パンフレットの配布等により、男女共同参画に対する理解、促進に努めています。平成29年度の実績欄の通り研修会を開催しておりますが、守口市企業人権推進連絡会や各企業の取り組みを支援する形であるとはいえ、促進という観点からは余り順調と言えない状況です。今後の方針としては、女性活躍の推進をテーマとした講演会や研修会にも注力し、幅広い取り組みを行ってまいります。

次に、同じく16ページの一番下、施策ナンバー111、男性セミナーですが、施策目標は子育てにゆとりの持てる環境づくり、推進項目は男女共同子育ての推進でございます。男性を対象とした講座、教室等の開催ですが、人権室とコミュニティ推進課が担当課となっています。人権室の取り組みについては、男女共同参画週間記念のつどいを6月に1回、女と男のエンパワーメント講座（eセミナー）を10月に5回シリーズで開催しています。参加者の年齢層が偏っていることから、今後の方針としては、三、四十代の受講者がふえるような取り組みを行ってまいります。コミュニティ推進課の取り組みについては、男性の子育てへの参加を促進する講座を開催する予定でしたが、担当予定の講師の日程調整ができず、開催を見送りました。平成30年度から指定管理者によるコミュニティセンターの管理及び講座の開催が行われていますが、市民からの要望等に応じて、今後とも男性セミナーの実施を検討していきます。

次に、17ページにまいりまして、中段、施策ナンバー113、多様な働き方の意識啓発ですが、施策目標は子育てにゆとりが持てる環境づくり、推進項目は男女共同子育ての推進でございます。人権室とコミュニティ推進課が担当課となり、市民の方を対象に、性別による固定的役割の分担意識の解消や多様な働き方、ワークライフバランスなどをテーマに講習会等を開催し、ライフスタイルについて考えるきっかけづくりに努めています。人権室の取り組みについては、男女共同参画週間記念のつどい事業としてワークライフバランスや性別による固定的役割分担意識の解消等の啓発を行っており、平成29年度も6月に1回開催しております。全市民を対象としているため、より多くの人に講習会等に参加してもらうのが課題です。今後の方針としては、男女共同参画週間記念のつどいのほか、出前講座を企画していきます。コミュニティ推進課の取り組みについては、市民教養講座の一つとしてワークライフバランスに関する講座の開催を継続するか検討した結果、前年度の参加者数が少なかったため、平成29年度は講座を開催しませんでした。平成30年度から指定管理者によってコミュニティセンターの管理に講座の開催が行われておりますが、市民からの要望等において、こちらは講座の実施を検討していきます。

18ページにまいりまして、中段下、施策ナンバー124、視聴覚ライブラリー事業ですが、施策目標は地域力の活用による子育て支援、推進項目は家庭教育の支援の充実です。家庭教育を推進する目的で、PTAや教育保育関係者を中心に、視聴覚機材等の貸し出しを行っていましたが、平成28年4月1日付で守口市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止し、事業を廃止しました。

19ページにまいりまして、上段、施策ナンバー128、青少年育成団体の活動支援をごらんくださ

い。

施策目標は地域力の活用による子育て支援、推進項目は子供の多様な体験活動の機会の充実でございます。地域において活動する青少年育成団体に対して、活動場所の提供やイベント参加者募集の周知を通して支援を行っていましたが、育成団体に限らず、青少年育成に寄与する団体が増加していることから、特定団体のみに対する支援を平成28年度限りとし、平成29年度から事業を廃止しました。

以上、時間の関係でかいつまんで説明させていただきました。委員の皆様には報告させていただきましたが、新事業計画、第5章の進捗状況につきましては、第6章の進捗状況とあわせて、あした、8月15日から9月14日まで、市のホームページに掲載して、市民の皆様の御意見、御要望等を受け付けいたします。守口市子ども・子育て支援事業計画、第5章及び第6章、平成29年度進捗状況についての意見書というタイトルでワードの様式をあわせて掲載する予定ですが、この様式を委員の皆様にはメールで送信させていただきますので、御意見のある方は事務局まで期日内に御提出をお願いいたします。なお、提出は紙ベースでも、データベースでもどちらでも結構でございます。いただいた御意見は平成31年度の次期支援事業計画策定に当たって参考にさせていただきます。御質問の場合は個別に回答させていただきます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくお願いを申し上げます。

○会長 どうもありがとうございました。このことは資料4のとおり、135項目ありまして、今説明していただいた15事業ということで、多岐にわたって言いたいこともたくさんあるかと思うんですが、一つずつこの会議で御意見とか、御質問を確認していくと、まことに物すごい時間がかかってしまいますので、皆さんにお伺いしたいのは、先ほど事務局からの話もありましたように、本会議後に報告内容、市ホームページで公開されるということで、市民からの意見も頂戴するというので、そしてまた、メールでっていただけるんですかね、その委員の。ということですので、それと、その際に、正直な御意見、委員の皆さんからの御意見を伺うということでもよろしいでしょうか。

○委員 個々のことは少し思うところはあるんですけど、ちょっと2つ聞きたいのは、こういう事業計画の評価委員とかやっているんですけど、まず一つは、Aが全くないということはすごい問題だというふうに思います。これは、いろんな書き方がすごく抽象的であって、KPIという効果策定の指標が全くなくて、どうやって自己評価をしているのか、本人が思えばもうこれはBであってでいいのかというのが大きな問題ではないか。だから、何を以て評価をしているのか、自己評価なのかという質問が一つと、じゃあ、どうやったらAになるのか、これを見ると、もうAでいいのではないかというものまでもBとか出るといのは、庁内全体の文化としてAをつけてはいけないのかという。それから、もう一つは、男女共同参画、両立、ワークライフバランスと、子育てに非常に下支えになるところが非常に評価が低いし、Eがあるというの、この部署のちょっと意識が低いのではないかということの3点をお聞きしたいです。

○会長 最後までちょっと、一応先ほどの方針で異議ないということで、どうしてもこの場で確認にしておきたいという御意見を幾つかいただきたいと思いますが、まずは、小崎委員から今の御意見があったということで、続いて、じゃあ、邨橋委員の質問は。

○委員 私はこども園の代表なので、そちらのほうから質問させていただきますけれども、子供の豊かな成長支援ということで、いろいろな項目を挙げられているんですけども、そのための対策について、私たちはどうしても公定価格という費用の中でしか動けないわけですね。それに対して、各市がいろんな補助金を出して、応援活動をしていただいているんですけども、その部分についてはどの項目に該当するのでしょうか。

○会長 じゃあ委員から3点と委員から1点ということで質問が出ました。ちょっとその4点について、どうぞ。

○事務局 委員からの御指摘については、守口市子ども・子育て新事業計画についての計画策定時に目標数値という具体的な業績評価指標というものを設定しておりませんでしたので、このような事後評価という制度になっておりますが、次期子ども・子育て支援事業計画を来年度策定する予定なんですけれども、そのときに具体的な数値等、どのように設定するかを踏まえまして、この子ども・子育て会議に審議等を行いまして、設定のほうについて検討してまいりたいと思います。

○会長 男女のほうの。

○委員 男女の両立、ワークライフバランスのほうは評価が低いのはなぜか。

○事務局 担当課にヒアリングを行った際に、なかなか市民の方の参加者数等、あと年齢層というのが偏ってしまう、確か参加者が少ないというので、声かけのほうとか、広報。FMハナコを通して、行っているそうなんですけれども、年々参加者が少なくなっているという報告がありまして、イベントを開催するだけで終わっていて、要請があった各種団体に対して、出前講座を行っていくなど、自分たちからそこに働きかけていくということに対して注力していくというふうに今後の方針のところ聞いております。

○会長 それでは、次に委員のほうから。

○事務局 委員さんからの子供の支援についての支援事業計画の中で多岐に書いておりますが、事業者としても公定価格でしか運営ができない中で、これからどういった補助を初め、どのような支援があるのかというような御質問ではございますが、ほかにも子ども・子育て支援事業計画というのはさまざまな角度から子供たちを見守り、支援していくというのが大きな狙いがございますので、後段おっしゃられました、補助金関係の部分につきましては、この支援事業計画の大きな幹のところ議論する内容ではなく、この枝葉の中で議論していくものだと思っておりますので、あえてこの支援事業計画で補助金のことは特にうたっていないという形で御理解願いたいと思います。

○委員 公定価格はどの人もどの市についても一緒ですよ。それ以外に守口市として子供たちにどういうふうな支援をするのかということが実はここに書かれているはずなんですけれども、その中の一つとしては、やはり本市の質を上げるための先生の採用のためにも補助金というのはすごく大事なものだとは思っています。それについて、平成29年度大幅にカットされているのに評価が全てBというのは私は納得ができません。だから、どの項目についてそれが含まれた上でそうなのかということ、多分、就学前の教育、保育の充実なんだろうとは思いますが。

○委員 今のこども園のことについて、通し番号18番の就学前の子供の教育について、教育方針の充実とか、改善について、今おっしゃっていることも痛いほどわかるんです。なぜかわからないんです。特に、私立の保育園さんについては、限られた中でやらないといけない、保護者の多様なニーズに応えないといけない。その上で、子供を就学前のある一定のところまでもっていかないといけないので、それが本当に毎日の保育の中でされることがすごい大変やと思うんです。それが交付金になるかどうかかわからないんですけれども、保育士さんの使命感なり、保育士さんの意欲なりを高めるようなことを、例えば、行政もかんで、一緒に、例えば、行政を悪者にしてでも何とか保護者にわかってもらうとか、保育士さんが使命感を持ってやれるようにとか、そういう指導とか、何かが必要なんじゃないかなと、指導というか、テコ入れが要るんじゃないかなと、交付金もそうですけれども、何か研修とか、公立さんのところではやっぱりちょっと違うと思うんです、私立と。そこを行政さんが大きく介入して、介入したらいいかわからないんですけど、悪者になってでもフォローしてあげないと、子供がかわいそうやし、保育士さんも疲弊してしまうし、そこらあたりは今おっしゃっていることが、私自身も小学校の教師で1年生担任していましたが、やっぱり私立の保育園から上がったお子さんについては何の申し送りもなく、本当にどうしたらいいかなという現実もありましたので、それは本当に重ねてお願いをして、それはすごくすごく強く強く本当に言いたかったことなので、きょうはお話しさせていただきますし



た。よろしく申し上げます。

○事務局　今、貴重な御意見を頂戴しましたところではありますが、守口市におきましても、平成29年からですか、私立の認定こども園開催、また、公立の認定こども園等、共同で民間に15回、16回にわたる研修会を実施させていただいて、そういった中で、今、先ほど委員もおっしゃいましたけれども、保育室の確保、また、そういったスキルアップというような部分につけて、こういった会議で御理解いただいた中で、目指していくところ、また今年度も実施して、させていただいているところがございます。そういった中にも、いろいろ研修参加いただきましたときに、やはり手薄になるというような状況もございますことから、そういった補助も、見直しもさせていただいた中で、市としても民間の支援に努めているところではございます。

また、今、この子供たちの幼児教育、保育を守るための施策はどこにあるのかということでございますけれども、そこだけに特化されているものではなくて、先ほど妊婦検診の補助につきましても、市全体でもって子ども・子育てについての対応をとらせていただいているというところがございますので、委員おっしゃいますけれども、その部分だけに特化して、この中で御議論をとすることは我々としては考えてございませんので、御理解いただきたいと思えます。

○委員　特化してそのことだけをどうのこうのと言っているのではなくて、この評価が全てBというのがわからないと言っているわけです。ちなみに、平成28年度は、決算額で子供1人当たり5万7,925円、これは市からいただいた資料です。児童1人当たりの市の補助金になっているんですけれども、平成29年度は3万5,301円、これだけの差が出ていて、Bのままでいいんですかということを知っている。平成29年度の実績の報告なので、そこはちゃんと教えていただきたいということです。

○事務局　休憩でいいですか。

○久保田会長　休憩にしましょう。

~~~~~

#### ◇ 休憩

~~~~~

○会長　再開します。ところで、再開中にちょっと言いましたけど、やっぱり自己評価のあり方というまたちょっと議論をやっていただくと議論も進みやすいかなというふうには思います。

次、ほかに御意見がありましたら、また、ホームページ上で意見言っていただくことにします。

次、議題の6に移りまして、守口市の児童クラブ事業入会児童室業務委託に係る優先交渉権者の決定についてということで、事務局のほうからお願いしたいと思います。

○事務局　それでは、議題6、平成31年度からのもりぐち児童クラブ事業入会児童室業務委託に係る優先交渉権者の決定についての報告でございますが、お手元の資料5を御参照賜りますよう、お願いいたします。

現在、本市では、小学校1年生から3年生までで保護者が就労等で保護、育成のできない児童を対象としたもりぐち児童クラブ事業入会児童室を市直営にて実施しております。しかしながら、昨年度に開設時間の延長など、さらなる事業の充実を図るために、平成31年4月から事業運営を民間委託することについての方針を平成29年11月に公表いたしました、もりぐち児童クラブ入会児童室の民間委託に係るサービス拡充プランで決定したところがございます。この決定後、平成29年12月議会にて、外部有識者等からなるもりぐち児童クラブ事業入会児童室プロポーザル選定委員会を設置するための条例を御議決いただき、また、平成30年2月市議会にて、平成31年度から5年間にわたり、民間委託するに当たっての予算的裏づけとして、債務負担行為に関する予算を御議決いただいたところがございます。そして、この選定委員会、平成30年3月に設置した上で、公募型プロポーザル方式による応募

事業者の審査を実施してまいりました。その結果、先般開催いたしました、第4回選定委員会において、株式会社共立メンテナンスPKP事業本部関西支店が優先交渉権者、候補者として選定されたところでございます。つきましては、市として、当該事業者を優先交渉権者として決定し、現在、契約締結に向けた手続を行っているところでございます。契約締結後は委託後も継続して安定的な事業運営が行えるよう、委託事業者とともに引き継ぎ等を実施してまいります。

また、参考までに、民間委託の概要については次のとおりとなっております、委託期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間、委託範囲は、長期休業期間の高学年、障害児受け入れ事業を含む全10が1児童室21クラス、実施場所は、小学校学園内にある現行の入会児童室施設を使用、開設時間は、表でお示しさせていただいており、民間委託後は平成31年4月からは開設時間を現在より延長し、平日については放課後から19時まで、土曜日、長期休業日等については8時から19時までといたします。なお、現在利用者負担金については月曜日から金曜日までの利用で月額5,400円、土曜日の利用で1,500円と定めているところでございますが、平成31年4月からの民間委託に伴い、時間延長を実施いたしますことから、利用者負担金の見直しも視野に検討を行っているところでございます。

以上、議題6に関する御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、これに関して御意見、御質問ございますでしょうか。

○委員 済みません、今ちょっと費用の面については説明があったんですけど、時間を延長されるということで、この費用について条例のほうではあげられるのかなと思うんですけども、市のほうで決定をして、それを事業者が運営というか、それを認めるというか、承認して、運営されるんですか。

○事務局 利用者負担金は、委員おっしゃられましたように、条例のほうでまさしく月曜日から金曜日の基本開設で5,400円、土曜日の開設1,500円という形で、金額で規定してございます。この利用者負担金の賦課と徴収に関しまして、引き続き、本市のほうで担うということで、いわゆる指定管理者制度でございました、利用料金制ということで、事業者のほうで徴収をしていくというところでございますけれども、今回の場合は、業務委託がありますので、市のほうが責任を持ってこの賦課徴収に当たっていくというところでございます。

○事務局 もう一点補足させていただきますと、委託ですので、委託料を支払って運営しているわけです。ですので、それは利用者の方からいただいている利用料金というのは市で債務として入れさせていただいて、業者のほうに委託料として払わさせていただくという形でございます。

○委員 もう一遍、再確認ですけど、そうしますと、それを決定した以上に上乘せの徴収とか、何か人件費とか、のような運営上課題がもちろん委託料として決まっている、その中でやりくりするんですが、それを賦課徴収とか、つけ加えられるような徴収はないと考えてよろしいでしょうか。

○事務局 基本的には、市のほうで5,400円と1,500円の部分で、今現時点では利用者負担で頂戴している中で、あと別途、おやつということで、保護者会と連携しながらおやつを実施している。これにつきましては、実費という中で、保護者会の中で基本的には負担いただく、保護者会の中で保護者から負担いただくという部分は別途ございますけれども、特段委員おっしゃっていた御指摘の中で、5,400円、1,500円のいわゆるもりぐち児童クラブ事業入会児童室を利用するに当たっての追加という部分は基本的にはない。別途行事、イベントをする際のちょっと実費という部分があるかと思うんですけども、それ以外の負担はないというところでございます。

○委員 障害児も受け入れるということになっていきますけれども、障害児についての別途追加費用とか、当然、同じ人数では見れないはずなので、加配が要求されることになってきたときの加配の別途補助金というのは出るのでしょうか。

○事務局 子ども・子育て交付金の中で、保育事業と同様に障害児加配をつけますと、その部分の補助金という部分が交付される形になっております。

○会長 よろしいですか。

では、ほかにありませんでしたら、次の議題に移りたいところですが、⑦の小規模保育事業の認可に関しては、議題に入る前に、認可部会を開催する必要があります。ということで、一旦この会議を休憩したいと思います。事務局から説明があります。

○事務局 それでは、休憩中ではございますけども、ただいまから認可部会のほうを開催をさせていただきますので、認可部会の委員の皆様におかれましては、会場のほうを用意しておりますので、そちらのほうに移動をお願いします。その他の子ども・子育て会議の委員の皆様につきましては、認可部会の傍聴については一般の傍聴席での傍聴にはなりますが、可能となっています。傍聴をもし希望される場合は、会場のほうへ移動をお願いします。また、傍聴を希望されない委員の方につきましては、大変申しわけございませんけども、認可部会終了まで当会場で御休憩いただきますようによろしく願いいたします。

~~~~~

#### ◇ 休憩（認可部会）

~~~~~

○会長 それでは、第23回守口市子ども・子育て会議を再開いたします。

先ほど開催いたしました認可部会についてですが、会議を一部非公開とさせていただいたことがありました。これは運営される事業者の経営にかかわる事項、あるいは、工事に企業情報を扱う可能性があったためです。その趣旨を踏まえまして、認可部会の委員はもとより、傍聴された委員におかれましても、先ほど認可部会の非公開時にされた審議部分にかかわる発言については子ども・子育て会議の場では発言されないようにということをお願いいたします。

それでは、議題⑦小規模保育事業の認可についての意見聴取に係る報告及び特定地域型保育事業者の確認に係る新たな利用定員の設定等について、入りたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 まず、会場にこの議題⑦につきまして、追加で資料を配付させていただきます。

それでは、ただいま追加で配らせていただきました追加資料について、まず最初に確認をさせていただきます。

追加資料1といたしまして、A4、1枚刷り、横書きの表を配付させていただいております。次に、特定教育・保育施設等に係る確認について、①と書かれている追加資料2、こちらが両面刷り、4枚もののホチキスでとめさせていただいている資料でございます。最後に、追加参考資料1といたしまして、両面刷りのA4用紙1枚の認可済みの地域型保育事業所に関する概要、平成30年8月14日付として書かれた資料でございます。お手元でございますでしょうか。

それでは、まず、先ほど開催いたしました、認可部会での小規模保育事業の認可について御報告をさせていただきます。

まず、本日の認可部会は、新たな守口市子ども・子育て会議の委員となってから初めての会議でございましたので、新たに部会長及び部会長の職務代理者を選出いたしました。部会長については久保田会長が就任されました。また、部会長の職務代理者につきましては木下委員に決定しました。

次に、審査内容についてでございますが、平成30年9月1日及び平成30年10月1日に開始予定の小規模保育事業所の認可についての審議が行われました。この審議につきましては、認可申請をされた事業者の事業情報に及ぶことから、具体的な審議内容部分につきましては非公開により審議が行われ

ました。審議結果ですが、いずれの施設においても、認可に際して認可部会から意見が付されております。

追加資料で配らせていただきました、5施設、今回、平成30年9月1日に運営開始予定の3施設と10月1日開始予定の2施設がございますが、まず、9月1日開始予定の守口サンフレンズ保育園についてでございますが、意見の内容といたしましては、安全、災害マニュアルに具体的な避難場所の記載がされていないということでしたので、具体的な避難場所の記載について御意見をいただきました。また、この6月に厚生労働省から通知がございました、水遊びをする際の監視員を置く必要がある。その基準についての、監視員についての記載がないということで、この部分についても御指摘をいただいております。このサンフレンズ保育園につきましては2点でございます。

続きまして、誠心保育園と誠心第2保育園、こちらにつきましては、同じ事業所が運営をするということでございますが、こちらについても意見を1個いただいております。まず、1つ目につきましては、実際の日常の保育マニュアルにつきまして、お子さんの突然死、SIDSの危険性があるので、保育マニュアルがないことであったり、日常の保育マニュアルの添付がないということで、このマニュアルについては添付が必要というふうな意見をいただきました。また、若干新規採用予定者の方で、この認可されてから保育をされる予定の方の名前が記載されておらず、まだ未定という状況で数名あがっておりますので、こちらについても確実なお名前だったり、採用の確認をするようにというふうな御意見をいただいております。また、先ほどサンフレンズ保育園でもありました、プールの監視員の設置につきましても御意見をいただいております。

次に、平成30年10月1日事業開始予定の大日保育園第一及び大日保育園第二についてでございますが、こちらと同じ事業所さんが運営される施設ということで、この両施設につきまして、3点意見をいただいております。まず、1つ目が、先ほど誠心保育園と同様の部分ではございますが、日常の保育の安全マニュアル、こちらについて添付がされていないということで、こちらの添付を認可申請書類にさせていただき、内容を確認するよにという意見でございました。2点目につきましては、こちらの施設につきましても若干まだ保育士が名前が採用が確定されていない、職員というのが若干名いらっしゃいますので、ここについても確実に採用をしていただいた上で、認可をされたいというような御意見でございました。そして、3つ目につきましては、プールの監視員と設置基準、こちらについても厚生労働省の通知に従って記載をされるよにと、この3点について意見が出されました。

続きまして、特定地域型保育事業者の確認に係る新たな利用定員の設定について、続けて御説明をさせていただきます。

先ほど配付いたしました、追加資料2の1ページ目をごらんください。

平成27年度から本格施行されました子ども・子育て支援新制度により、施設運営についての財政支援が認定こども園や保育所などの教育、保育施設では施設型給付費、小規模保育事業所などについては地域型保育給付費に一本化されております。その給付費の給付を行う実施主体である市町村が認可を受けた教育、保育施設等に対して、各施設からの申請に基づき、市町村事業計画に照らし、認定を区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認することで先ほどの給付費が支払われることとなります。この市町村からの確認を受け、給付費の支給対象となった施設のことを特定教育・保育施設、もしくは、特定地域型保育事業者といいます。この特定教育・保育施設等として確認を受ける上で、新たに利用定員を設定する必要がある、認可に係る利用定員とは別に確認に係る利用定員を設定する必要があります。確認に係る利用定員とは、認可に係る利用定員、認可定員の範囲内で設定することとされており、給付費等の単価水準決定する定員のことを指します。この確認に係る利用定員につきましては、直近の実際の入所人員や今後の入所見込みなどを踏まえて各施設が設定をされます。

2ページ目をごらんください。

先ほど申し上げました、確認に係る利用定員を新たに設定するときは、子ども・子育て支援法第31条第2項、もしくは、第43条第3項の規定により、あらかじめ子ども・子育て会議にて意見聴取しなければならないこととされております。今回、平成30年9月1日及び10月1日付で5つの施設が新たに事業を開始予定のため、特定教育・保育施設等の確認に係る利用定員の新たな設定について御報告をさせていただきます。

3ページ目をごらんください。

今回新たに確認に係る利用定員を設定する施設が5施設ございまして、そのうち9月1日に運営開始予定の施設が3施設、10月1日に運営開始予定の施設が2施設でございます。

まず、9月1日に運営開始予定の3施設についての確認に係る利用定員の設定について御説明申し上げます。

4ページをごらんください。

まずは、ナンバー1の守口サンフレンズ保育園です。こちらはサンヨーホームコミュニティ株式会社が中部エリア、守口市役所の近隣の場所でございますが、こちらで設置する施設で、施設の種類といたしましては小規模保育事業A型でございます。こちらの施設の確認に係る利用定員でございますが、認可定員と同数であり、0歳児が6名、1歳児が6名、2歳児が7名で合計19名となっております。

続きまして、4ページと5ページにまたがりますが、ナンバー2、誠心保育園とナンバー3、誠心第2保育園でございます。こちらの2施設につきましては、合同会社エルジーアールが南部エリア、市役所側からいきますと、京阪守口市駅のちょうど裏側あたりの場所で設置をされている施設でございます。施設の種類といたしましては小規模保育事業A型でございます。この2施設につきましては、同じ建物内の1階と2階でそれぞれ事業を行う予定でございます。こちらの施設の確認に係る利用定員でございますが、いずれの施設も認可定員と同数であり、0歳児が6名、1歳児が6名、2歳児が7名で、合計19名となっております。

続きまして、10月1日に運営開始予定の2施設についての確認に係る利用定員の設定等について御説明申し上げます。

6ページをごらんください。

ナンバー4、大日保育園第一とナンバー5、大日保育園第二でございます。こちらは、株式会社チック&ヘンが東部エリア、ちょうど大日駅から府道13号線を京都方面に数百メートルほど下ったところの場所で設置される施設でございます。施設の種類といたしましては小規模保育事業B型となります。この2施設につきましても、同じ建物内の2階と3階でそれぞれ事業を行う予定です。こちらの施設も確認に係る利用定員でございますが、いずれの施設も認可定員と同数であり、0歳児が6名、1歳児が6名、2歳児が7名で、合計19名となっております。

最後に7ページをごらんください。

先ほど申し上げました、今回の確認に係る利用定員の新たな設定を踏まえまして平成30年7月1日時点の利用定員の推移について示させていただいております。今回、新たな確認を行う利用定員の設定は全てゼロ歳児から2歳児となります。市全体で見ると、3号認定の0歳児におきましては30名増加し125名、3号認定の1歳、2歳児においては65名増加の303名となっております。

説明につきましては以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がりましたが、認可部会での審議についての報告はただいま受けたとおりです。ここについてはあくまでも報告ですので、各委員から御意見いただきたいのは特定地域型保育行政の確認にかかわる新たな利用定員の設定の有無について、御意見いただきたいと思っておりますので、何か御意見、御質問などありますでしょうか。ないということでもよろしいでしょうか。

では、本日の議題はこれで全て終了ですが、最後に事務局から連絡事項がありますので、よろしくお願い致します。

○事務局 今後の会議日程でございますが、次回の第24回守口市子ども・子育て会議は冒頭、会議スケジュールで御説明申し上げましたとおり、11月上旬ごろの開催を予定してございます。委員の皆様には追って日程調整の依頼をメールにてさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

また、本日の会議にて御報告させていただきました、守口市子ども・子育て支援事業計画の平成29年度進捗状況についての御意見の設定をあす、平成30年8月15日から9月14日金曜日までの1カ月間、市ホームページ等で実施をさせていただきます。委員の皆様におかれましても、御意見等ございましたら御提出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡につきましては以上でございます。

○会長 それでは、本日の案件は以上でございます。皆さん、どうもお疲れさまでした。

◇ 午後5時45分 閉会

~~~~~